

○令和 6 年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の指定（税務課）

石川県告示第 246 号

石川県税条例（昭和 29 年石川県条例第 23 号）第 32 条第 1 項の規定により、令和 6 年能登半島地震による県税の申告、納付等の期限の延長（令和 6 年石川県告示第 5 の 2 号）において別に告示で定めることとされている期日については、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの間に到来する不動産取得税、自動車税の環境性能割及び種別割、鉦区税、固定資産税並びに狩猟税並びに軽自動車税の環境性能割について、同月 2 日とする。

令和 6 年 7 月 2 日

石川県知事 馳 浩